



## 龍ヶ崎市公告第37号

下記の建設工事について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
- (2) 場所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地
- (3) 概要
  - ・保育ルーム賃貸借・・・1.0式
  - ・建築確認申請業務・・・1.0式
  - ・その他関係法令等申請業務・・・1.0式※詳細は、仕様書及び特記仕様書を参照すること
- (4) 期間 賃貸借期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで  
設置期限：令和9年4月1日（関係法令の検査を含む）

#### 2 入札参加形態

入札参加形態は、単体企業のみとする。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たしていることについて、記4の手続きにより龍ヶ崎市長の確認を受けた者とする。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと及び第2項の規定により龍ヶ崎市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (3) 規程第11条第1項に規定する令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（物品製造等）において、「リース・レンタル：仮設建物（22019）」として掲載されていること。
- (4) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県のいずれかに本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (7) 発注年度前10年度間及び本年度において、国又は地方公共団体が発注した延床面積350㎡以上の鉄骨造又は軽量鉄骨造の公共施設の賃貸借契約を元請として受注した実績があること。
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から龍ヶ崎市が行う入札からの排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているもの等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。

#### 4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、(3)に掲げる申請書及び資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年4月3日までに通知する。
- (3) 申請書及び資料の提出

申請書及び資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- ① 競争入札参加資格確認申請書（単体企業）（規程様式第13号） 1部
  - ② 競争入札参加資格確認資料 各1部
  - ア 資格要件
    - 1) 記3(5)に掲げる資格を有することを判断できる資料（建設業許可通知書の写し等）
    - 2) 記3(6)に掲げる資格を有することを判断できる資料（建築士事務所登録通知書の写し等）
  - イ 受注実績
    - 1) 記3(7)に掲げる資格を有することを判断できる同種工事の施工実績（龍ヶ崎市競争入札参加者心得（平成6年龍ヶ崎市告示第15号。以下「入札心得」という。）様式第2号）。なお、記載にあたっては、「工事」を「役務」に読み替えるものとし、「工事概要・技術的特記事項等」欄には、同種役務における施設の概要（用途、構造、延床面積）を記載すること。
    - 2) 上記同種役務の受注実績を有することを判断できる資料（契約書、コリンズの写し等）
- (4) 申請書及び資料の受付  
申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。
- ・ 提出期間 本公告の翌日から令和8年3月27日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - ・ 提出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- (5) その他  
申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ① 提出された申請書及び資料は、当市における入札参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
  - ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - ③ 申請書及び資料提出に関する問合せ先  
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- 5 入札参加資格がないと認められた者による苦情の申立て
- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年4月10日までに書面を提出して行わなければならない。
  - (3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (4) 説明を求められたときは、令和8年4月16日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
  - (5) (2)の書面の提出先は次のとおりとする。  
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- 6 契約書案、入札心得、仕様書、図面
- (1) 契約書案、入札心得、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）は、次のとおり閲覧・貸出に供する。
    - ① 閲覧・貸出期間 本公告の日から令和8年4月17日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
    - ② 閲覧・貸出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
  - (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により、受付場所への持参又は電子メールにより提出すること。
    - ① 受付期間 令和8年4月6日から令和8年4月7日まで  
持参する場合は、上記期間の閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
    - ② 受付場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
  - (3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
    - ① 閲覧期間 令和8年4月8日から令和8年4月17日まで
    - ② 閲覧場所 龍ヶ崎市公式ホームページ

## 7 予定価格 事後公表

## 8 入札書の提出期間及び場所等

- (1) 提出期間（1回目） 令和8年4月6日から令和8年4月17日まで閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
提出期間（2回目） 開札日当日 午後3時まで
- (2) 提出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）

## 9 入札方法等

- (1) 入札書は、記8に定めた提出期間内に、持参又は郵送により提出場所に提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期間の末日までの日本郵便株式会社の消印、かつ開札日時までの提出場所への到達を有効とする。
- (2) 電報又は電送による入札は認めない。
- (3) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた額を入札書に記載すること。
- (4) 開札（1回目）で予定価格に達しない場合は、再度入札に付するものとし、入札方法等については、入札参加者に別途指示するものとする。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。なお、2回の入札に付しても落札者が決定しない場合には、令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行う場合がある。
- (6) 開札の立会いを希望する者は、開札日時の10分前までに開札場所に参集すること。
- (7) その他の事項は、入札心得による。

## 10 開札日時及び場所

- (1) 開札日時（1回目） 令和8年4月21日 午前10時00分  
開札日時（2回目） 開札日当日 午後3時30分
- (2) 開札場所 龍ヶ崎市役所4階入札室

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

## 12 契約書作成の要否 別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

## 13 支払条件

毎月払（60回）。ただし、支払いは、令和9年4月（賃貸借期間開始月）からとし、履行確認後、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定の金融機関口座に振り込むものとする。  
なお、支払額（月額）は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を賃貸借期間（60月）で均等割りした額とし、均等割りした額に1円未満の端数があるときは、当該額を調整の上、最終の支払い額に合算し、支払うものとする。

## 14 火災保険等付保の要否 要する。

## 15 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、開札時点において記3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加資格者又は入札者がいないときは、本入札を不調とする。
- (4) 賃貸借期間満了後、賃貸借物件は賃借人へ無償譲渡するものとする。
- (5) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、龍ヶ崎市議会の議決を得るまでは仮契約とし、龍ヶ崎市議会の議決を得たる後、本契約として効力を有するものとする。
- (6) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。  
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）